

## 防犯コンシェルジュとして きめ細かな防犯サポートの実践 !!

株式会社ライコム 第二営業部 営業四課 課長  
NPO 法人神奈川県防犯セキュリティ協会個人会員  
神奈川県警委嘱防犯コンシェルジュ／総合防犯設備士

平野 めぐみ



### 【「頼られる会社」を目指します】

私の会社は株式会社ライコムです。

日本防犯設備協会の正会員であり、神奈川県防犯セキュリティ協会の法人会員です。

今まで、防災事業・防犯事業・イーコマース事業を手掛け、防災専門卸売として50年以上の実績を積み上げてきました。

防犯事業も18年を経過し、事業として独り立ちできるまでに成長させていただきました。

これからも安全・安心ソリューションプロバイダーとして、新しい時代に即した最適な商品のご提案で、防犯業界の皆様から『頼られる会社』を目指し、日々努力してまいります。

### 【防犯設備士が防犯事業で効力を発揮】

防犯事業がスタートして約7年後に入社、その1年後の2012年（平成24年）に防犯設備士の資格取得をすることができました。

防犯設備士取得後の営業活動は、それ以前の行動と比べてまるで別世界で、防犯設備機器の営業には幅と深みを実感できるようになりました。

これが、入社わずか1年での出来事であり、以来この防犯に支えられ力強く仕事をすすめることができます。

更に、2023年に総合防犯設備士の資格を取得し職場の防犯設備士の指導・育成にも尽力しています。

### 【防犯コンシェルジュ派遣制度との出会い】

2013年（平成25年）に初めて、紅一点で防犯コンシェルジュの委嘱を受けました。

この制度は、全国でも初めてのケースと聞きました。

神奈川県は、当時警察官の防犯設備士が120名を超え、この方たちが防犯アドバイザーの委嘱を受け、一般の防犯設備士の職域を探し求めていました。

何故ならば、他の都道府県は、防犯設備士が防犯アドバイザーを委嘱され活動していました。

そこで、“防犯のプロとして何か活動の場はないか” ということで、防犯コンシェルジュ派遣制度が制定されました。



<総合防犯設備士資格者証>



<2013年防犯コンシェルジュ委嘱式>  
—後列右端が私—

## 【防犯コンシェルジュ制度とは】

### 1 制定の目的

この要領は、神奈川県警・生活安全部長から委嘱された「防犯コンシェルジュ」が地域住民等の要望に応じて依頼者に派遣されるに当たり、その業務遂行に必要な事項を定め、制度の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

### 2 活動

防犯コンシェルジュは、生活安全アドバイザーと連携を図りながら次に掲げる活動を行う。

- (1)防犯講習の実施。
- (2)防犯用品展示会の実施。
- (3)防犯診断の実施。
- (4)防犯相談の実施。
- (5)前各号に定めるもののほか、地域住民等による自主的な防犯活動を支援するため生活安全部長が必要と認める事項の実施。

### 3 業務窓口

防犯コンシェルジュに関する業務窓口は、神奈川県警の場合は生活安全部生活安全総務課犯罪抑止対策室（以下、県警窓口と称す）、特定非営利法人神奈川県防犯セキュリティ協会（以下、神防協と称す）の場合は協会事務局とする。

### 4 委嘱資格等

- (1)防犯コンシェルジュの推薦は次の通りとする。
  - ア.神防協でいずれかの委員会又はプロジェクトに参加して活動する会員で、防犯コンシェルジュ推薦申告書（協会第1号様式）を協会事務局に提出し、神防協理事会の推薦を受けたもの。
  - イ.法人会員等の被雇用者であるときは、雇用者等からの承認が得られること。
  - ウ.業務を遂行する気力、体力、人格、教養及び見識を有し、且つ当該業務に熱意があるもの。
- (2)協会からの推薦は、防犯コンシェルジュ推薦書（協会第2号様式）を協会事務局から県警窓口に提出するものとする。
- (3)防犯コンシェルジュの委嘱は、神奈川県警生活安全部長の委嘱状交付、及び防犯コンシェルジュ指定証の発行（貸与）をもって行われる。神防協／防犯コンシェルジュ運用要領-2-5、委嘱期間 県警の定める本制度の委嘱期間は2年間である。但し再委嘱を妨げないものとしている。

## 【防犯コンシェルジュの遵守事項】

自治会や町内会、マンション管理組合、幼稚園や保育園、福祉施設など幅広い分野に派遣し、防犯診断や防犯相談を担当するということでした。

必ず警察官が同行し、防犯コンシェルジュをサポートすることになっています。

活動内容は、次の項目で制限されていました。

## 《遵守事項》

### 1.守秘義務について

活動中のすべての秘密は、任期中・退任後も外部に漏らしてはならない。

### 2.営業活動について

派遣先において自らの利益を追求することを目的とした「営業活動」又は「営業活動地と疑われるような言動」は慎むこと。

### 3.指定証の提示について

「防犯コンシェルジュ指定証」を依頼者から見える位置に携帯しなければならない。

### 4.その他

防犯コンシェルジュとしての信用を傷つけ、不名誉となる行為をしてはならない。

以上を遵守し、活動することとなり、見積もり等を要請される以外は一段落のする活動です。



<防犯コンシェルジュ指定証>

### 【私の活動履歴】

#### \*防犯診断・防犯相談の実施

##### ・自治会、町内会様の街頭防犯カメラ設置の防犯相談

助成金交付申請に伴う防犯カメラ設置については、防犯コンシェルジュの推奨が必要であり、所轄警察署の防犯担当官同行の下、次の項目についてアドバイスを行います。

- ①防犯診断
- ②防犯カメラ設置場所選定
- ③防犯カメラ機種選定
- ④市町村補助金申請関係
- ⑤参考見積もり



<街頭防犯カメラ設置場所相談風景>  
—中央後姿が私—

#### \*活動の具体例

- ◆自治会・町内会様の防犯力強化の防犯診断
- ◆マンション管理組合様の防犯相談、防犯診断
- ◆自治会・町内会様の街頭防犯カメラ設置相談
  - ・防犯カメラの設置場所選定
  - ・防犯カメラの機種選定
  - ・電柱共架申請関係アドバイス
  - ・参考見積り



<自治会街頭防犯カメラ設置相談風景>

### 【神奈川県防犯セキュリティ協会 齊藤賞一理事長談】

平野さんは2012年（平成24年）以降12年に及び、専門的な知識と技術力を活かした防犯診断や防犯設備の普及促進に東奔西走で活躍し、相談派遣回数も150件に及ぶ実績を数え、豊富な知識と高い信頼を基に、県民の安全・安心なまちづくりに貢献していただいている。